

改 正 後

（広告の規制等に係る許可等の処分）

第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 略

改 正 前

（広告の規制等に係る許可等の処分）

第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五项ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第二項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条第二項及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十五条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第三項第二号、第六十九条の二第二項、第六十八条の七第五项、第八十六条第三項及び第四项並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第二項及び第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第二項並び第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第二項並び

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五项ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第二項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条第二項及び第三項第二号、第六十八条的三第四項、第六十八条的五的二第二項、第六十五条的二第一项、第六十七条的二第三项第二号、第六十八条第一项第二号及び第三项第二号、第六十八条的三第四项、第六十八条的五的二第二项、第六十八条的七第五项、第八十六条第三项及び第四项並びに第八十六条的二第二项及び第三项的许可、同法第五十七条的二第二项及び第三项的规定による指定、同法第八十六条第一项及び第二项、第八十六条的二第二项並び

六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十一 略

に第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十一 略